

資料編

1 計画の策定経過

開催（実施）時期	内容	
令和元年 10月 23日	第1回庁内検討委員会	・地域福祉計画・地域福祉活動計画について ・町民アンケートの実施について
令和元年 11月 8日	第1回地域福祉推進委員会 第1回地域福祉活動推進委員会	・地域福祉計画・地域福祉活動計画について ・町民アンケートの実施について
令和元年 11月 ～12月	町民アンケート	・地域福祉に関する町民意識調査
令和2年 7月 27日	第1回庁内検討委員会	・計画の評価結果について ・第2次計画の概要説明について
令和2年 8月 18日	第1回地域福祉推進委員会 第1回地域福祉活動推進委員会	・進捗状況について ・第2次計画の概要説明について ・アンケート調査の実施について
令和2年 10月 22日	第2回庁内検討委員会	・計画素案について ・パブリックコメントの実施について
令和2年 11月 6日	第2回地域福祉推進委員会 第2回地域福祉活動推進委員会	・計画素案について ・パブリックコメントの実施について
令和2年 12月 7日 ～令和3年 1月 6日	パブリックコメント	・計画案を公表し町民・関係者から意見募集 (意見提出者3名、意見数11件)
令和3年 2月	第3回庁内検討委員会 (書面会議)	・パブリックコメントの結果について ・計画案について
令和3年 2月～3月	第3回地域福祉推進委員会 (書面会議) 第3回地域福祉活動推進委員会 (書面会議)	・パブリックコメントの結果について ・計画案について

2 計画の策定体制

①推進委員会

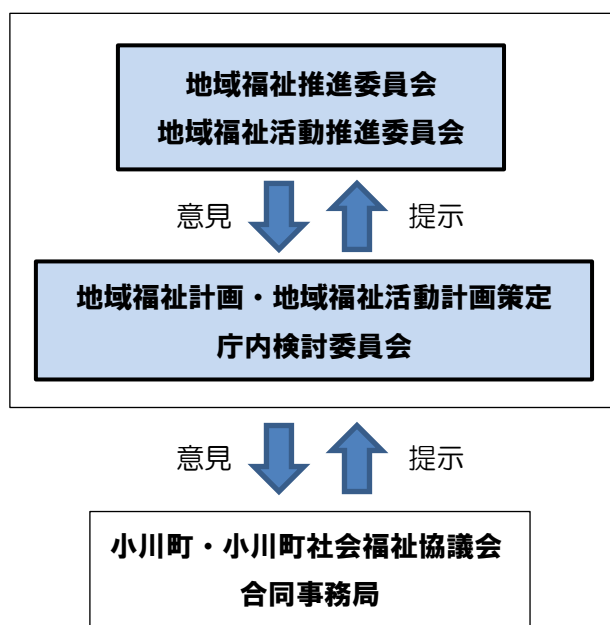
町民の参画する組織として地域福祉推進委員会及び地域福祉活動推進委員会を設置し、調査及び計画策定を行いました。

②庁内検討委員会

小川町と小川町社会福祉協議会の職員による検討委員会を設置し、策定作業を進めました。

③小川町及び小川町社会福祉協議会合同の事務局設置

地域福祉計画及び地域福祉活動計画を一体的に策定することから、地域福祉計画の策定主体である小川町と、地域福祉活動計画の策定主体である小川町社会福祉協議会が、合同で策定作業を進めました。



3 小川町地域福祉推進委員会条例

平成 26 年 9 月 10 日
条例第 14 号

(設置)

第 1 条 小川町地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び円滑な推進を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、小川町地域福祉推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗管理及び評価に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民
- (2) 地域福祉に関する活動を行う者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後に、最初に委嘱される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(小川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 小川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 59 年小川町条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

4 小川町社会福祉協議会地域福祉活動推進委員会設置要綱

平成26年10月21日
要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人小川町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が小川町地域福祉活動計画の策定及び地域福祉の円滑な推進を図るため、小川町社会福祉協議会地域福祉活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、会長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉活動計画の進捗管理及び評価に関すること。
- (3) その他会長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に関する活動を行う者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 小川町地域福祉推進委員会条例第3条第2項第1号に規定する公募により小川町長が委嘱した町民
- (4) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年10月20日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後に、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

5 小川町地域福祉推進委員会・小川町社会福祉協議会地域福祉活動推進委員会委員名簿

区分	氏名	所属・団体名等	
(1)公募による町民	角 谷 博 史 久 保 憲		令和元年度 令和2年度
	山 口 美 貴 根 岸 喜久子		令和元年度 令和2年度
(2)地域福祉に関する活動を行う者	関 根 則 夫	小川町区長会	
	鈴 木 好 幸	小川町区長会	
	鯨 井 均 福 田 實	小川町区長会	令和元年度 令和2年度
	小 川 新 一	小川町民生委員・児童委員協議会	
	島 田 勇 子	小川町民生委員・児童委員協議会	
	内 田 博 之	小川町医師団	
	松 岡 良 治	小川町商工会	
	海 野 四 郎	小川町老人クラブ連合会	
	針 金 美代子	小川町赤十字奉仕団	
	安 野 育 男 関 口 興 藏	小川町身体障害者福社会	令和元年度 令和2年度
	千 野 由香理 野 口 陽 江	小川町PTA連合会	令和元年度 令和2年度
	坂 田 洋 子 飯 野 真 樹	小川町社会福祉協議会 地域包括支援センター	令和元年度 令和2年度
(3)学識経験者	嵩 田 勝 明		

事務局	岸 栄 子	小川町健康福祉課	課長	
	大 川 君 子		主幹	
	小 澤 美智子		主席主査	
	柳 雄 大		主任	
	坂 田 洋 子	小川町社会福祉協議会	局長	
	岸 田 直 幸		次長	
	野 崎 照 代		主任	令和元年度
	河 野 結		主事	

6 小川町地域福祉計画・小川町地域福祉活動計画策定庁内検討委員会設置要綱

令和2年10月1日
訓 令 第 11 号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく小川町地域福祉計画・小川町地域福祉活動計画(以下「福祉計画」という。)の策定に当たり、庁内の関係各課の職員等により必要な事項を検討するため、小川町地域福祉計画・小川町地域福祉活動計画策定庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画の基本方針に関すること。
- (2) 福祉計画の案に関すること。
- (3) その他福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、副町長、別表に掲げる課の職員及び町長が小川町社会福祉協議会に要請して選任された職員をもって組織する。

- 2 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、検討委員会を総括する。
- 4 委員長は副町長とし、副委員長は委員の互選により選出する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 検討委員会は、必要であると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 小川町地域福祉計画・小川町地域福祉活動計画策定庁内検討委員会設置要綱(平成26年小川町訓令第16号)は、廃止する。

別表(第3条関係)

所 属	人数
政策推進課	1
防災地域支援課	1
長生き支援課	1
子育て支援課	1

所 属	人数
都市政策課	1
学校教育課	1
生涯学習課	1
健康福祉課	2

7 小川町地域福祉計画・小川町地域福祉活動計画策定庁内検討委員会委員名簿

課名	担当	職名	氏名	備考
	総合調整	副町長	高窪 剛 輔 中村 寛	～令和2年3月31日 令和2年4月1日～
政策推進課	政策推進担当	主席主査	奥田 賢 一 塚越 智 洋	～令和2年3月31日 令和2年4月1日～
防災地域支援課	総合相談・消費生活 センター担当	主査 主席主査	山岸 俊 男 本多 啓 樹	～令和2年3月31日 令和2年4月1日～
都市政策課	都市政策担当	主席主査	塚越 智 洋 門倉 真 一	～令和2年3月31日 令和2年4月1日～
学校教育課	学校教育担当	主任 主幹	馬場 啓 輔 磯田 雅 之	～令和2年3月31日 令和2年4月1日～
生涯学習課	生涯学習担当	主事 主幹	光本 彩咲香 平田 和 久	～令和2年3月31日 令和2年4月1日～
子育て支援課	子育て支援担当	主幹	栢 盛 丈 子	
長生き支援課	高齢福祉担当	主任 主席主査	齊藤 愛 子 欠川 スミ江	～令和2年3月31日 令和2年4月1日～
健康福祉課		課長	岸 栄 子	
社会福祉協議会		局長	坂田 洋 子	

健康福祉課	事務局	主幹	大川 君 子	
		主席主査	小澤 美智子	
		主任	柳 雄 大	
		主席主査	丸山 久 子	
社会福祉協議会	事務局	次長	岸田 直 幸	
		主任	野崎 照 代	～令和2年3月31日
		主事	河野 結	

8 地域福祉に関する町民アンケート調査

地域福祉に関するアンケート調査を実施し、報告書を作成しました。調査の概要は以下のとおりです。

(1) 調査の目的

小川町では、町の総合的な計画である第5次総合振興計画に基づいて地域福祉の推進、その実現を目指したまちづくりを進めています。

平成 28 (2016) 年3月に「小川町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉に関する取組を推進してきましたが、この計画が令和2 (2020) 年度までの計画であることから、令和3 (2021) 年度を始期とする「次期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。この計画に住民の意見を反映させ、住民と行政が一体となった福祉のまちづくりを進めるため、アンケート調査を実施したものです。

(2) 調査の方法

ア 調査地域	小川町全域
イ 調査対象	町内に在住する20歳以上の男女
ウ 対象者数	2,000人
エ 抽出方法	住民基本台帳から無作為に抽出
オ 調査方法	郵送配布・郵送回収
カ 調査期間	令和元(2019)年11月～12月

(3) 調査結果

ア 対象者数	2,000人
イ 有効回収数	866人(最終締め切りは令和2(2020)年2月末)
ウ 有効回収率	43.3%

9 用語解説

あ行

あんしんサポートねっと

埼玉県社会福祉協議会が行っている事業。物忘れなどのある高齢者や知的障害・精神障害のある方などが、安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをする。

一般介護予防事業

介護保険法に定められた介護予防事業。支援を要する人の把握や、住民主体の介護予防活動の育成・支援などを行う。

NPO

非営利団体（Non Profit Organization）の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称のこと。

か行

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む子どもの数。

交通弱者

移動を制約される人や交通事故の被害に遭いやすい人のこと。

コミュニティカルテ

地域住民によって、地域における組織・活動の実態

や生活環境の現状と希望の度合いを診断把握するもの。カルテによって地域について町民の理解を深めるとともに、コミュニティづくりを進める上での基礎資料として活用される。

孤立死

社会から「孤立」した結果、死後、長期間放置されること。

さ行

彩の国あんしんセーフティネット事業

埼玉県内の社会福祉法人で構成する「埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会」で実施している事業で、既存の制度では対応しきれない制度の狭間の問題や、生活困窮等の新たな福祉課題に対応するために、埼玉県内の社会福祉法人が協働して、社会貢献活動としての相談支援事業を実施するもの。利用可能な制度の紹介や支援機関への橋渡しを行うとともに、逼迫した状況にある場合には経済的援助（現物給付）を行い、生活困窮者の自立を支援する。

自主防災組織

地域の防災力を高めるため、「自分たちの家族やまちは自分たちで守る」という意識のもと、町民同士が協力して防災活動を行う組織のこと。

児童委員

児童福祉法に基づき市町村の区域に配置されている民間奉仕者。児童委員は民生委員を兼ねることになっている。

生活支援コーディネーター

地域支え合い推進員。高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。

成年後見

認知症や障害などにより判断能力が十分でない方が、不利益をこうむらないよう法的に保護し、支援するための制度であり、選出された後見人が、本人の利益を考え、代わりに財産管理や契約などを行うことができる。

た行

地域福祉委員

行政区ごとに選任し、区長や民生委員・児童委員、地域住民と連携して、地域福祉活動に協力するボランティア。

地域包括ケアシステム

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを

人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。国において、2025年を目途に推進している。

DV

Domestic Violence の略で、配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力をさす。なお、一般的に使

用されている「ドメスティック・バイオレンス」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではない。

は行

バリアフリー

障害者や高齢者などの社会的弱者にとって、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた事物及び状態を指す用語。

PDCA

施策・事業などを、計画（PLAN）し、計画のもとに実行（DO）、また、実行の成果を評価（CHECK）し、次の計画を見直し（ACTION）ていくマネジメントのこと。

避難行動要支援者名簿

災害対策基本法で市町村長に作成を義務付けている名簿であり、要介護高齢者や障害者等の要配慮者の

うちから避難行動要支援者を名簿に掲載する。地域防災計画に定めるところにより、消防機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等にその名簿を提供することができる。

福祉有償運送事業

タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できない場合に認められ、NPO法人や社会福祉法人などが、実費の範囲内（営利とは認められない範囲）の対価により、乗車定員 10 人以下の自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して行う個別の輸送サービスのこと。

ま行

民生委員

民生委員法に基づき市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童委員を兼ねる。

や行

ユニバーサルデザイン

すべての人が快適に利用できるよう製品や環境などを設計すること。高齢者や障害者にやさしい形や機能となることを前提に普遍性を強調した概念。

